

武田薬品湘南研究所の遺伝子組換え廃液漏洩事故の 再発防止に関する要望書

昨年11月30日に発生した武田薬品湘南研究所の大量1tもの遺伝子組換え実験廃液漏洩事故に関し、12月1日、文科省担当官が現地調査を実施し、事故原因の究明と再発防止策について指導が行われた。これに対し、12月12日並びに12月21日、武田薬品より事故原因と再発防止策についての報告がなされた。しかし、武田薬品が示した再発防止策は、恒久措置として①、すべての実験室の滅菌廃液流しの水道栓を撤去し ②、10L程度のポリタンクを流しの脇に置きそれを使用する、と言うものである。もちろん防水加工の強化、ソフト面での教育訓練の徹底、連絡網の再整備等の対策も謳われているが、実験に係わる具体的な対策は上記2点に過ぎない。市民として、この程度のおざなりの再発防止策を恒久措置として容認できるものではない。

以下、事故発生以来、市民との交渉で武田薬品が説明してきたいくつかの問題点を整理し、文科省としてカルタヘナ法の精神に則った遺伝子組換え実験廃液の処置を行うよう、武田薬品を指導して頂くことを要望します。

<要望事項①>、各実験室毎に滅菌器を設置するよう武田薬品を指導願いたい

武田薬品との交渉の中で明らかになった、滅菌室に流し込む実験廃液は、法定9階まで各階にある30カ所の実験室からパイプを通して、1階の滅菌室にある廃液タンクに落とし込まれるということである。パイプの長さだけでも高さ30mにも及ぶ縦管、30カ所の各実験室までの枝管を計算すると300～400mにも及ぶことが予測される。培養液と流された遺伝子組換え廃液は、30カ所も他の実験室の廃液と合流し、新たな遺伝子組換え生成物が生まれる可能性も否定できない。また、こうした廃液が、配管の亀裂あるいは広域大地震の再発によるパイプの切断によって外部に流れ出す危険性も生じる。30カ所の実験室が在り、パイプで繋いでいるとはいえ、実験室と滅菌室では、はなはだ長い配管距離が在り、しかも滅菌室の操作管理は、武田の研究者では無く外部委託業者がおこなう等というやり方で実験室から滅菌室まで一体の実験設備であるなどと言う武田薬品の言い分が通用するものではない。当初のアセスでの説明どおり、各実験室毎に滅菌器を設置し、滅菌したもの以外は室外に出さないという説明に沿った方式に改めるよう文科省として武田薬品を指導頂きたい。

<要望事項②>実験室毎の滅菌器では

大量の遺伝子組換え実験廃液を十分滅菌できないと言う武田薬品の言い分について
当会の各実験室毎に滅菌機を設置せよという要請に対し、武田薬品は、遺伝子組換え実験の廃液の量が、

試験管で何本かやる程度の量では無く、10～20Lと言う大量なので、各実験室に滅菌器の設置はできないと主張している。しかし、これは技術的にできない問題なのかと言うと、そうではなく、武田薬品が基本設計に於いてそうしたシステムを採らなかっただけのことであり、やってできない問題では無い。今回の事故は水道栓を閉め忘れたというヒューマンエラーが直接の原因とはいえ、本来、遺伝子組換え実験は廃液の滅菌処理まで実験室に於いて行うというのがカルタヘナ法の基本精神であり、武田薬品のやり方は、この点から大きく逸脱し、実験室外部に放流し、1カ所で集中滅菌しようとした施設設計自体が問題である。今回の事故の再発防止対策は、10Lのポリタンクの水を使うなどという姑息なやり方では無く、大量の遺伝子組換え実験を行うからこそ各実験室毎に滅菌器を設置するという抜本的な改善が必要で在り、武田薬品に対し、この点の改善を図るよう強く指導して頂きたい。

<要望事項③>、実験室毎に滅菌器が設置されるまで、

武田薬品の遺伝子組換え実験を停止するよう指導して頂きたい

武田薬品は、1カ所集中滅菌方式は何処でもやられていることだ、と述べているが、武田湘南研究所のように30カ所もの実験室から、しかも大量の遺伝子組換え実験廃液をパイプで1カ所に集めて滅菌処理するような事例は、他に例を見ない。今回の事故は、多くの場所から大量の廃液を1カ所に集めて不活化処理しようとしたところに事故発生の根本原因がある。これからの自然災害等においても、この1カ所集中滅菌方式は、環境に重大な影響を及ぼす危険性があり、周辺住民として到底見過ごすことはできない。カルタヘナ法でも定められた各実験室毎の不活化処理方式に改善されるまで、当該施設での遺伝子組換え実験を停止するよう指導されたい。

<要望事項④>、遺伝子組換え実験廃液の安全を確認するため、

滅菌廃液の培養試験の実施を指導されたい

日本薬事方ではオートクレーブ使用後 10^{-6} まで滅菌されているかの検査が義務付けられている。武田薬品では、30カ所もの実験室から多種の遺伝子組換え廃液が大量に放出されおり、規定どおり滅菌処理されていると言っても、完全に処理されているかどうか常にチェックされる必要がある。武田薬品に対し、滅菌処理後の廃水の培養検査を常時行い、遺伝子組換え実験廃液が外部に流失していないことが確認できる検査体制を確立するよう指導して頂きたい。

以上